

第12回 議会経費削減に関する検討プロジェクト会議 事項書

平成30年12月20日
601特別委員会室

1 議員報酬、政務活動費等について

2 次回の日程について

3 その他

平成 30 年 12 月 20 日

議員報酬、政務活動費等についての改正案（正副座長案）

		現行	改正後	
報酬(月額)	金額	議長 102万円	91.8万円 (▲10%)	
		副議長 90万円	81万円 (▲10%)	
		議員 83万円	74.7万円 (▲10%)	
	期間	—	2019年5月～ 2023年4月(4年間)	
政務活動費(月額)	金額	33万円 (議員分 18万円 会派分 15万円)	23.1万円 (議員分 18.0万円 会派分 5.1万円) (会派分▲30%)	
		期間	—	2019年5月～ 2023年4月(4年間)
		制度	議員分、会派分併用	現行のとおり
合計削減額(年間)		—	▲1億1,169.6万円 (報酬 ▲5,110.8万円 政務活動費▲6,058.8万円)	
改選後の附帯事項		<p>○上記の改正を実施した後の報酬及び政務活動費については、2019年の改選後の議会において、三重県議会基本条例に基づく第三者機関の設置を検討し、その第三者機関の答申を踏まえて、改めて金額及び期間について協議する。</p> <p>○ペーパーレス化及び Wi-f i 環境整備に向けた検討を行う。</p>		

政務活動費ガイドライン

平成25年3月版

三重県議会

(6) 会議費の考え方について

会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費を指します。

会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や打ち合わせも含まれます。

「住民相談会」は会議として開かれるもので、個別の住民との住民相談とは区別されます。

「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨です。

県政に係る各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発表式等）への議会を代表しての参加が公務災害という公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の各種会合、式典への出席に要した経費は充当可能とします。

「団体等」の「等」は企業、学校、個人などを含みます。

(7) 自発的な運用基準の厳正化

①按分に係る基準

施行規程第7条ただし書において、明確な按分根拠が示せない場合は、その支出額の2分の1を支出できるとしていますが、当該支出額に係る政務活動の占める割合が、明らかに2分の1に満たないと思われる場合には、当該支出額の4分の1として支出します。

②事務所費、事務費、人件費の支出上限設定

事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。

本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、交付額の2分の1を超えて支出することはできないものとします。

※ 政務活動費交付金の交付決定は、年間合計額で会派及び議員へ通知していますので、支出上限の考え方は（1年間の事務所費＋1年間の事務費＋1年間人件費）の合計額が会派又は議員への年間交付決定額の2分の1を超えない範囲とします。

ただし、目安としては交付月額を2分の1を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。

なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。

③人件費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、雇用契約書（参考様式第4）の写しを添付します。

④事務所費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、賃貸借契約書の写しを添付します。

別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

《議会経費削減に関する検討プロジェクト会議の概要》

【現在までのプロジェクト会議の経過】

◎第1回会議（9月14日）

- ・先行して旅費について検討することを決定
- ・職員等の旅費制度の見直し内容を事務局より説明

◎第2回会議（10月1日）

- ・議員の旅費について議論

◎第3回会議（10月30日）

- ・議員の旅費について議論
- ・旅費についての正副座長案を提示

◎第4回会議（11月14日）

- ・議員の旅費（正副座長案）について協議、決定
- ・その他の経費（報酬、政務活動費等）について議論

◎第5回会議（11月21日）

- ・報酬、政務活動費等について議論

◎第6回会議（11月29日）

- ・報酬、政務活動費等について議論

◎第7回会議（12月5日）

- ・報酬、政務活動費等について議論

◎第8回会議（12月6日）

- ・「旅費についての諸規程改正案」を提示、会派持ち帰り
- ・報酬、政務活動費等について議論

◎第9回会議（12月7日）

- ・「旅費についての諸規程改正案」を協議、決定
- ・報酬、政務活動費等について議論
- ・「議員報酬、政務活動費等についての改正案」（正副座長案）を提示

◎第10回会議（12月17日）

- ・「議員報酬、政務活動費等についての改正案」（正副座長案）を協議
- ・交付の会派一本化案と現行どおりの場合の議員分・会派分の削減割合について、正副座長で再協議の上、次回に改めて正副座長案を提示とする。

◎第11回会議（12月18日）

- ・改めて「議員報酬、政務活動費等についての改正案」（正副座長案）を提示、各会派持ち帰り。

◎第12回会議（12月20日）

- ・「議員報酬、政務活動費等についての改正案」（正副座長案）を協議

議会経費削減に関する検討プロジェクト会議

- (1) 設置目的：議会経費削減の関する検討を行い、検討結果を取りまとめる。
- (2) 構成：委員10人
(会派構成：新政みえ4、自由民主党県議団3、その他3)
- (3) 正副座長：議会改革推進会議役員から選出
(座長：下野幸助議員（新政みえ）、副座長：津田健児議員（自由民主党県議団）)
- (4) その他：検討方法、スケジュールは発足後のプロジェクト会議で定める。

構成委員

(新政みえ)

三谷哲央 委員、津村 衛 委員、下野幸助 委員、中瀬古初美 委員

(自由民主党県議団)

水谷 隆 委員、津田健児 委員、野口 正 委員

(その他会派) ※公明党、日本共産党、草の根運動いが

山内道明 委員(公明党)、岡野恵美 委員(日本共産党)、稲森稔尚
委員(草の根運動いが)